

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会
第4号案件調査報告書 提言（要旨）

1 報告書提出の経緯

平成30年6月、県立高等学校生徒の死亡事案が発生した。

県教委は、いじめ防止対策推進法の重大事態にあたるかと判断し、これを受け、平成30年8月から、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会において調査が行われ、同委員会は令和2年1月30日に調査報告書を決定し、県教委に提出した。

2 報告書（提言）要旨

① 「いじめ」の定義の再確認と共通理解の徹底

日常的に起こるふざけ、からかいを「いじめ」ではないのかという視点で確実に認知し、また、たとえ本人が否定したとしても生徒からの些細なサインを察知し、対応に繋げることの重要性について、学校と県教委に改めて確認を求めたい。さらに、被害生徒の内面の被害性や背景にある人間関係に配慮すること、生徒・教職員双方に対して、いじめに対する共通理解を促進していくべきであることについても強調したい。

② いじめ防止基本方針の実効的な策定と活用

学校においていじめ防止基本方針を見直す機会を定期的に設け、いじめを始めとする生徒間の人間関係等の実態に合わせ、方針を見直すと同時に修正・共有していく必要性を改めて指摘したい。県教委には、学校いじめ防止基本方針が現状に沿い実効的に機能するために、各学校の指導・研修にあたることを求めたい。

具体的には以下の3点について指摘をしたい。

- a. いじめ防止基本方針の実効的な策定と定期的な見直しの必要性
- b. いじめ防止基本方針の徹底と点検のためのシステム構築
- c. いじめ防止に組織的に取り組むための校内システム構築

③ インターネット上のいじめに対する理解と情報モラル教育の推進

SNSに関連したいじめへの対策方法の構築は本県において急務である。

学校及び県教委には、具体的に以下3点について迅速な検討をお願いしたい。

- a. 教職員及び保護者が、SNSの利用状況や内容、リスクについて知るための有効な研修方法
- b. SNSにおけるトラブルの発生の背景にある生徒の人間関係の分析を行うことで、いじめの認知や生徒理解に繋げること
- c. SNSの利用スキルと利用する際のリスクについて生徒に伝わりやすい形での研修を行うこと。県教委では研修を行うためのガイドラインを作成すること

④ 学校危機対応方法ガイドラインの構築

いじめが背景として想定される学校危機の際に、誰が、いつ、どのように対応方法を決定し、対応を行うのかについて、本県のガイドラインの策定は急務である。具体的には以下の4点の検討が必要である。

- a. 基本調査のあり方の再確認
- b. 加害生徒への全人的な指導を心がけること
- c. 学校危機における教職員へのケアの視点を忘れないこと
- d. 事後対応における外部専門職の活用

⑤ 学校の教育課題に応じた教員配置の工夫・教員の指導力向上への取組

教科指導だけでなく、生徒指導や教育相談、特別支援に関する専門性の高い教員ならびに養護教諭の重点配置・複数配置に一層の配慮が必要である。学校課題に応じて個々の教師の指導力を向上させる仕組みづくりの工夫も求められる。

⑥ 専門職の配置・活用と活用方法の周知

いじめの対応にあたっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理・福祉の専門職の活用も含め、ケアを担当する者と指導を担当する教師との分担及び連携体制のもと、チームで対応するという視点が必要である。

また、いじめ対策や生徒指導内容が俯瞰できる会議・研修等に専門職も参加し、事例における教師の動き方に関する意見を述べるといった幅広い専門職の活用が求められる。

⑦ 自殺予防教育と援助希求能力育成の推進

自殺予防教育のさらなる推進をお願いしたい。

特に、援助希求能力の育成（ＳＯＳの出し方に関する教育）について、義務教育年齢から高等教育年齢に至るまで、長期的に援助希求能力の育成プログラムを行える体制の整備をお願いしたい。

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会 4号案件 担当委員名簿（◎：部会長）

精神保健	遠藤太郎	新潟ころの発達クリニック 医師
◎ 心理学	伊藤真理子	新潟青陵大学大学院 教授 （臨床心理士）
社会福祉	三浦修	新潟青陵大学 准教授 （社会福祉士）
法律	小淵真史	新潟合同法律事務所 弁護士
教育	小堀彩子	新潟大学人文社会科学系（教育） 准教授
青少年健全育成	川上克	県高等学校PTA連合会 前会長